

第4次

三郷市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

一部改正

令和5年

三郷市

目 次

第1章	計画策定の背景.....	1
1-1	策定の背景.....	1
1-2	地球温暖化対策に関する三郷市のこれまでの取り組み.....	2
1-3	三郷市のこれまでの温室効果ガス排出量（第3次計画の総括）.....	3
1-4	第4次計画策定に向けた課題.....	4
第2章	計画の基本的事項.....	6
2-1	計画の目的.....	6
2-2	計画の位置付け.....	6
2-3	計画の期間及び基準年.....	7
2-4	対象となる事務及び事業.....	7
2-5	対象となる温室効果ガス.....	8
2-6	温室効果ガス排出量の算定方法.....	9
第3章	温室効果ガス排出量の削減目標.....	10
3-1	目標設定の考え方.....	10
3-2	温室効果ガス排出量の削減に向けた基本方針.....	10
3-3	温室効果ガス排出量の削減見込み.....	11
3-4	温室効果ガス排出量の削減目標.....	12
第4章	削減目標達成への取り組み.....	13
4-1	日常的な職員の取り組み.....	13
4-2	公共施設の整備.....	14
4-3	グリーン購入の推進.....	15
4-4	三郷市ゼロカーボンロードマップ.....	16
第5章	計画の推進体制.....	17
5-1	計画を推進するための組織と役割.....	17
5-2	職員の研修の考え方と方法.....	18
5-3	計画の進捗状況のチェック.....	19

第1章 計画策定の背景

1-1 策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つであり、日本国内でも、記録的な猛暑や集中豪雨など、地球温暖化の影響と考えられる現象が各地で発生しています。平成26年（2014年）に国際機関である「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）では、第5次評価報告書において『気候システムの温暖化については疑う余地がない』としており、温室効果ガスの増加により、今世紀末までに世界の平均気温は最大で4.8℃上昇するとしています。

平成27年（2015年）にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること、このために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することを目指していくとしています。

国では、パリ協定を踏まえ、令和3年（2021年）10月に改正地球温暖化対策計画を策定し、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年）度比で46%削減することを目指すとしています。中でも、公共施設を有する国や地方公共団体の事務事業の実施により排出される温室効果ガスが対象となっている「業務その他部門」については、全部門で最も削減率の厳しい「令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年）度比で約51%削減」を目指すこととしています。

三郷市においては、平成17年（2005年）2月に京都議定書が発効されたことを受けて、「三郷市地球温暖化対策実行計画」を平成19年（2007年）3月に策定し、その後、平成24年（2012年）12月に「第2次三郷市地球温暖化対策実行計画」を、平成29年（2017年）2月に「第3次三郷市地球温暖化対策実行計画（以下、「第3次計画」といいます。）」を策定し、市が一事業者として、自らの事務及び事業により排出する温室効果ガス排出量の削減に向けて、様々な取り組みを実施してきました。

第3次計画の計画期間が終了することから、環境情勢の変化や、平成29年（2017年）3月に公表された新たな「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を踏まえた地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを一層効果的・効率的に推進・展開していくこととしました。

1-2 地球温暖化対策に関する三郷市のこれまでの取り組み

三郷市では、すべての市民が共に力を合わせ行動することで、私たちのまち三郷の良好で快適な環境を保全し、及び創造し、もって水と緑と出会いのまち三郷を実現するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくことを目的とした「三郷市環境基本条例」を平成 13 年（2001 年）に制定しました。

さらに、令和 3 年（2021 年）3 月には、三郷市環境基本条例に基づき、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「第 2 次三郷市環境基本計画」を策定し、同計画における基本目標「気候変動に適応した低炭素社会の形成」において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを展開しています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置の計画として、平成 29 年（2017 年）2 月に「第 3 次三郷市地球温暖化対策実行計画」を策定し、三郷市の一事業者として、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入や、省エネルギー行動の実践などに取り組んできました。

表 1 三郷市における地球温暖化防止に向けた取り組みの経緯

年月	取り組み
平成 13 年（2001 年） 6 月	三郷市環境基本条例制定
平成 18 年（2006 年） 3 月	三郷市環境基本計画策定
平成 19 年（2007 年） 3 月	三郷市地球温暖化対策実行計画策定
平成 24 年（2012 年） 12 月	第 2 次三郷市地球温暖化対策実行計画策定
平成 25 年（2013 年） 3 月	三郷市環境基本計画後期計画中間見直し
平成 29 年（2017 年） 2 月	第 3 次三郷市地球温暖化対策実行計画策定
令和 3 年（2021 年） 3 月	第 2 次三郷市環境基本計画策定

令和元年度（2019年度）における三郷市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は9,040,493 kg-CO₂であり、基準年度である平成25年度（2013年度）における温室効果ガス排出量と比較して、751,403 kg-CO₂、7.7%の温室効果ガス排出量を削減しています。

第3次計画の目標である令和2年度（2020年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比10%削減については、概ね達成可能と考えられます。

三郷市では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、照明のLED化などの設備更新や不要照明の消灯などの運用改善に取り組んできました。

しかしながら、近年の猛暑等の気候変動に対応するため、空調設備の稼働率が高まり、令和元年度（2019年度）におけるエネルギー使用量は、平成25年度（2013年度）に比較してほとんど変化していません。

三郷市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が大きな割合を占めているため、第3次計画の目標の電力排出係数の低減による効果が大いと考えられます。

表2 温室効果ガス排出量の推移

年度	実績	削減量（削減率）
平成25年度 （2013年度） （基準年度）	9,791,896 kg-CO ₂	—
平成29年度 （2017年度）	9,499,263 kg-CO ₂	292,633 kg-CO ₂ (-3.0%)
平成30年度 （2018年度）	9,312,280 kg-CO ₂	479,616 kg-CO ₂ (-4.9%)
令和元年度 （2019年度）	9,040,493 kg-CO ₂	751,403 kg-CO ₂ (-7.7%)

注. 削減量は、基準年度（平成25年度（2013年度））と当該年度の差分を示します。

注. 「温室効果ガス排出量 算定方法ガイドライン Ver.1.0（平成29年3月 環境省）」に基づき算定方法の見直しを行ったため、過年度の公表値とは値が異なります。

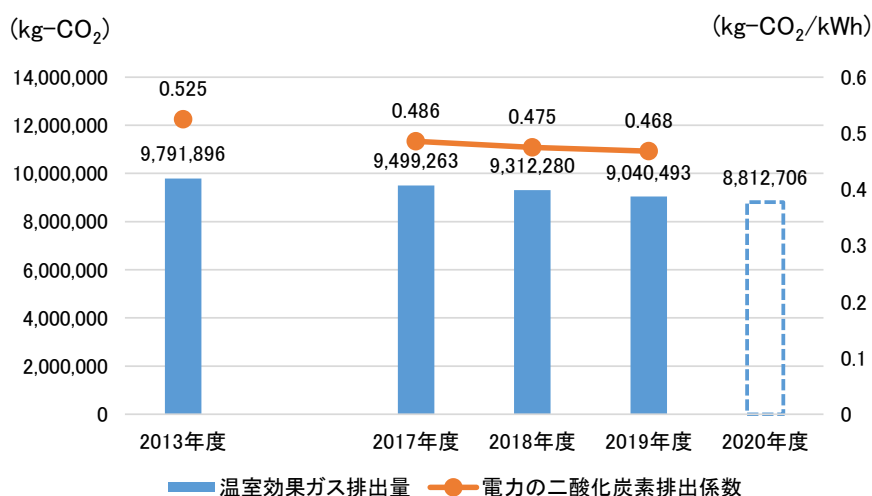


図1 温室効果ガス排出量と電力の二酸化炭素排出係数の推移

1-4 第4次計画策定に向けた課題

ガス別及び排出起源別の温室効果ガス排出量の割合

令和元年度（2019年度）の温室効果ガス排出量をガス別に比較すると、二酸化炭素が99.2%と大部分を占めているため、二酸化炭素排出量の削減を行っていく必要があります。また、排出起源別の温室効果ガス排出量を比較すると、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が74.4%と一番多く、次いで燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量が24.9%となっているため、電力及び燃料の使用量削減に向けた取り組みを実施していく必要があります。

表3 ガス別の温室効果ガス排出量の割合（令和元年度（2019年度））
（単位：t-CO₂）

ガス	項目	令和元年度（2019年度）	
		排出量	比率
二酸化炭素 CO ₂	ガソリン	196	2.2%
	灯油	662	7.3%
	軽油	84	0.9%
	A重油	713	7.9%
	LPG	74	0.8%
	都市ガス	510	5.6%
	CNG	2	0.0%
	電気	6,729	74.4%
	小計	8,970	99.2%
メタン CH ₄	燃料の使用	7	0.1%
	自動車の走行	0	0.0%
	排水処理	36	0.4%
	小計	43	0.5%
一酸化二窒素 N ₂ O	燃料の使用	1	0.0%
	自動車の走行	5	0.1%
	排水処理	17	0.2%
	小計	23	0.3%
ハイドロフルオロカーボン HFC	カーエアコン	2	0.0%
	合計	9,040	100%

注. 項目ごとに小数点以下を丸めた値を記載しているため、積算後に小数点以下を丸めている合計値と値が合わないことがあります。

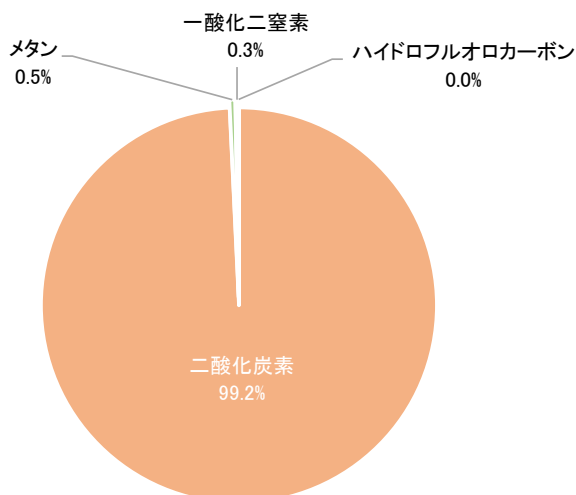


図2 排出起源別温室効果ガス排出量の割合

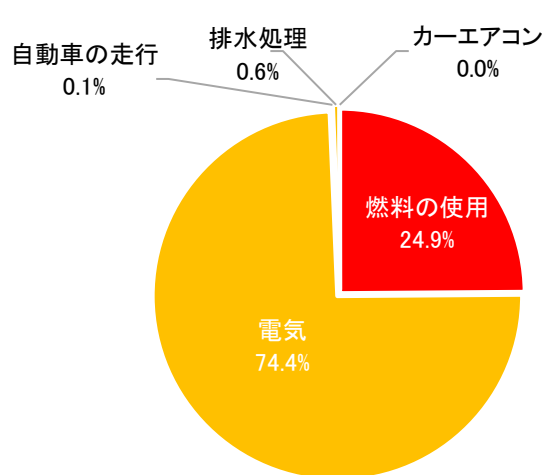


図3 ガス別温室効果ガス排出量の割合

排出起源別の温室効果ガス排出量の経年推移

排出起源別の温室効果ガス排出量の経年推移をみると、灯油・LPG・電気の使用、排水処理に伴う温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。都市ガスの使用に伴う温室効果ガス排出量は増加傾向、その他の燃料については横ばい傾向にあります。電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の減少は電力排出係数の低減によるものが大きく、電力使用量については横ばい傾向にあります。

今後は、車両対策によるガソリンや軽油の使用量の削減、冷暖房設備や給湯設備対策によるA重油や都市ガスの使用量の削減、照明設備やOA機器対策等による電気の使用量の削減に取り組んでいく必要があります。

表4 排出起源別の温室効果ガス排出量の推移

ガス	項目	年間温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			
		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
CO ₂	ガソリン	202	198	201	196
	灯油	753	664	689	662
	軽油	62	72	69	84
	A重油	793	777	771	713
	LPG	119	62	57	74
	都市ガス	232	405	432	510
	CNG	5	4	4	2
	電気	7,511	7,238	7,201	6,729
CH ₄	燃料の使用	5	7	7	7
	自動車の走行	0	0	0	0
	排水処理	70	43	36	36
N ₂ O	燃料の使用	1	1	1	1
	自動車の走行	5	5	5	5
	排水処理	32	20	17	17
HFC	カーエアコン	2	2	2	2
合計		9,792	9,499	9,312	9,040

注. 項目ごとに小数点以下を丸めた値を記載しているため、積算後に小数点以下を丸めている合計値と値が合わないことがあります。

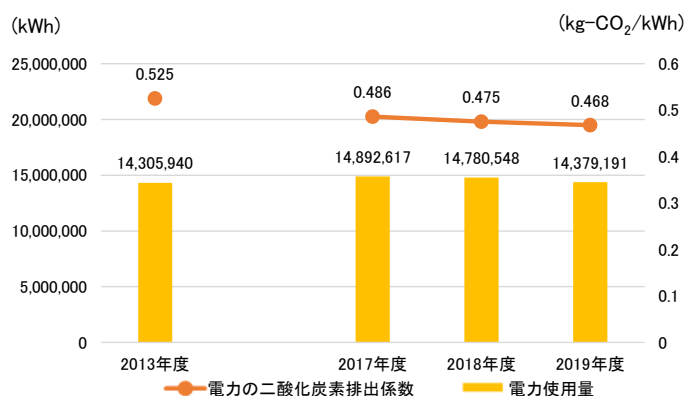


図4 電力使用量と電力の二酸化炭素排出係数の推移

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

「第4次三郷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」といいます。）」は、国、埼玉県
の計画及び三郷市環境基本計画を踏まえ、市の事務及び事業から発生する温室効果ガスの削減目標を定
め、その削減目標を達成することを目的とします。

市内の事業者の一員として、市が温室効果ガス排出量の削減に向けて率先的な取り組みを行い広く PR
していくことで、市民や事業者等の模範となることを目指します。

2-2 計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条第1項で地方公共団体に策定が義務づけら
れている「地方公共団体実行計画」です。

●地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市
町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のため
の措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

表5 地球温暖化対策の推進に関する法律で位置付けられている「地方公共団体実行計画」

名称	概要
地方公共団体実行計画 （事務事業編）	・ 第21条第1項で都道府県及び市町村に策定が義務づけられて いる ・ 事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸 収作用の保全及び強化のための措置に関する計画
地方公共団体実行計画 （区域施策編）	・ 第21条第3項で都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務 づけられている（その他地方公共団体における策定は努力義務） ・ 区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等 を行うための施策に関する事項を定める計画

2-3 計画の期間及び基準年

本計画の期間及び基準年は、国の「地球温暖化対策計画」の基準年（平成 25 年度（2013 年度））、中間目標年度（令和 12 年度（2030 年度））を参考に、以下のとおりとします。

なお、計画の見直しについては、環境動向の変化等を勘案し、必要に応じて随時行うものとします。

■ 計画期間	令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間
■ 基準年度	平成 25 年度（2013 年度）

2-4 対象となる事務及び事業

本計画における対象は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた業務及び事務全てが対象となります。したがって、市庁舎内の事務及び事業だけでなく、上下水道、公立学校等も含まれます。

事業者ごとの主な対象施設を表 6 に示します。

表 6 事業者ごとの主な対象施設

事業者	主な対象施設
市長部局等※	庁舎（本庁舎及び出先機関）、保育所、集会場（コミュニティセンター、文化センター等）、斎場、体育館、福祉施設（老人福祉施設、介護福祉施設、障がい者福祉施設等）、消防施設、浄配水場、ポンプ場 等
教育委員会部局	小・中学校、図書館、青少年ホーム、給食センター 等

※市長部局とは水道部、消防、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局を含みます。

2-5 対象となる温室効果ガス

本計画において対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定する以下の7種類を対象とします。

なお、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、三郷市の事務及び事業から排出されないため対象外としています。

表7 温室効果ガスの種類と主な発生源

種類		人為的な発生源	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	・灯油、都市ガスなどの化石燃料の使用 ・電気の使用	1
	非エネルギー起源	・廃棄物の焼却 ・排水処理に伴う排出	
メタン (CH ₄)		・燃料の燃焼 ・自動車の走行 ・廃棄物の焼却 ・排水の処理 等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		・燃料の燃焼 ・自動車の走行 ・廃棄物の焼却 ・排水の処理 等	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		・カーエアコンの使用 ・カーエアコンの廃棄 等	12～14,800
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		・パーフルオロカーボンの排出	7,390～17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		・SF ₆ が封入された電気機械器具の使用 ・SF ₆ が封入された電気機械器具の点検 ・SF ₆ が封入された電気機械器具の廃棄等	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)		(地方公共団体の事務事業における対象なし)	17,200

※：地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のことです。

2-6 温室効果ガス排出量の算定方法

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver.1.0）（平成 29 年 3 月 環境省）」に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量を以下の算定式により求めることとします。

- 温室効果ガスの種類ごとの排出量
= 活動量 × 排出係数（単位排出量あたりに発生する温室効果ガス排出量）
- 二酸化炭素換算排出量 = 温室効果ガスの種類ごとの排出量 × 地球温暖化係数
（単位：kg-CO₂）

なお、温室効果ガスの排出係数については、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver.1.0）（平成 29 年 3 月 環境省）」に基づく排出係数を用いることとし、他人から供給された電気の使用に伴う排出については、環境省及び経済産業省から毎年度公表している「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」における排出係数を用いることとします。

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

3-1 目標設定の考え方

国の「改正地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減の目標として「令和12年度（2030年度）までに、基準年度の平成25年度（2013年度）比46%削減」を掲げています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標は基準年度比約51%削減を掲げています。

これらのことを踏まえて、三郷市における温室効果ガス総排出量の削減目標は、国の目標に準じた2030年度目標として、基準年度比51%の削減とします。

削減目標の設定にあたっては、実効性を高めるために、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みにおける削減ポテンシャルの積み上げを行い、目標値を設定します。

3-2 温室効果ガス排出量の削減に向けた基本方針

温室効果ガス排出量の削減に向けて、以下の基本方針に基づいた取り組みを実施していくとともに、削減ポテンシャルの積み上げを行います。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づいた取り組みの実施

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」といいます。）に基づき、中長期的に見て年平均1%以上（原単位当たり）のエネルギー使用量の低減を行っていきます。

再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の活用

市の施設へ計画的に再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入することで温室効果ガスの排出削減を図ります。

また、電力供給事業者を変更する際は、排出係数の低い電力事業者の選択に努めます。

三郷市公共施設等総合管理計画に基づく施設管理

三郷市公共施設等総合管理計画に基づく施設管理に基づき、公共施設の利用需要が変化していくことを想定し、計画的な更新・統廃合・長寿命化等を検討していきます。

省エネ行動の実践

職員の日常業務における環境配慮行動を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減と環境負荷の低減を図ります。

3-3 温室効果ガス排出量の削減見込み

三郷市における温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みによる削減見込量を推計します。三郷市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減見込量は4,993,867kg-CO₂ (51.0%)と推計されます。

表8 温室効果ガス排出量の削減見込量

No.	項目		削減見込量 (kg-CO ₂)
1	実績値	平成 25 年度（2013 年度）～令和元年度 （2019 年度）までの取り組み	751,403
2	令和 2 年度～ 令和 12 年度の 見込値	照明の L E D 化	661,332
3		空調の高効率化	589,992
4		建築設備の断熱改修	304,113
5		公用車の燃費改善	145,176
6		運用改善	360,115
7		太陽光発電システムの導入（122kW）	72,637
8		施設の統廃合	46,733
9		電気の排出係数の低減	1,888,434
10		エネルギー転換	173,933
合計			4,993,867

※各数値では四捨五入を行っているため、合計値と合わない場合があります

基準年度 温室効果ガス排出量 平成 25 年度（2013 年度）	削減見込量	削減見込量 基準年度比
9,791,896 kg-CO ₂	4,993,867 kg-CO ₂	51.0%

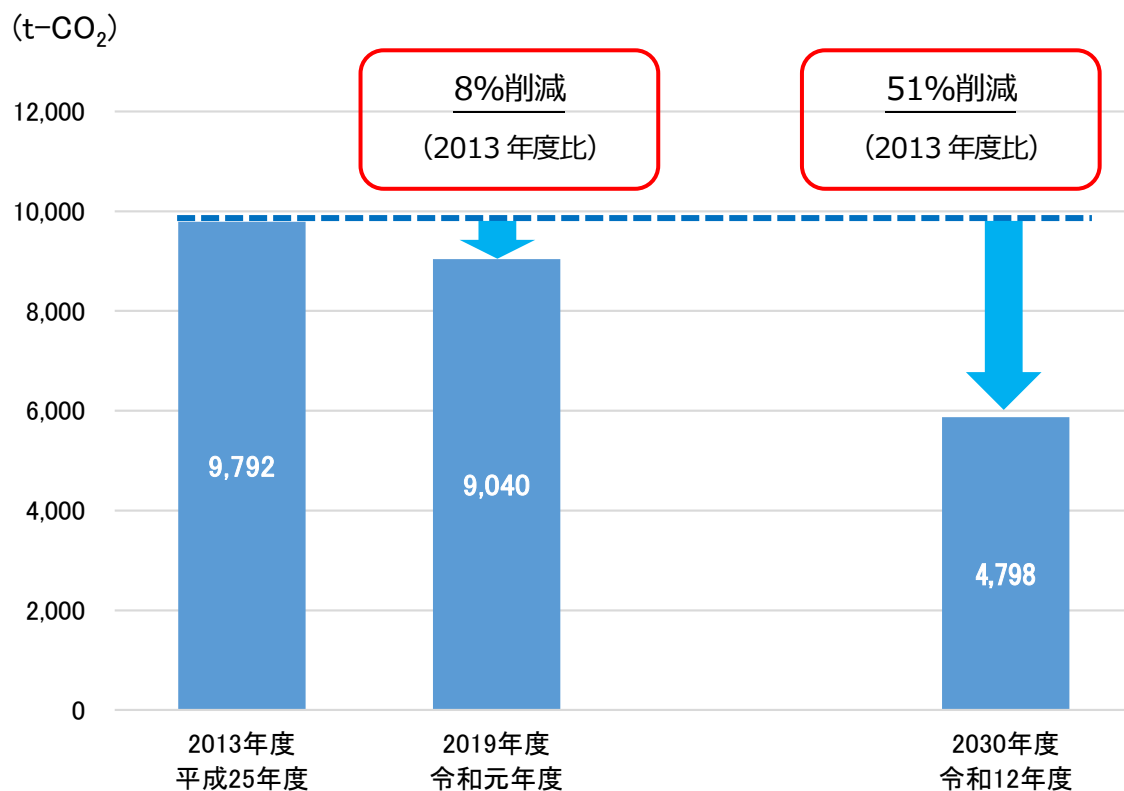
3-4 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、計画期間中（令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで）に、市の事務及び事業活動に係る温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 51%削減することを目指して各種の取り組みを行っていきます。

温室効果ガス排出量の削減目標

【中長期目標】

令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量を
平成 25 年度（2013 年度）比で **51%削減**



第4章 削減目標達成への取り組み

4-1 日常的な職員の取り組み

職員の日常業務における環境配慮行動を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減と環境負荷の低減に努めます。具体的な取り組みを以下に示します。

電力・燃料の省資源・省エネルギー行動



項目	具体的な取り組み
照明の使用	・使用していない箇所の照明はこまめに消灯します。 ・事務室内の昼休み消灯を実施します。 ・業務に支障のない範囲で間引きや部分消灯を実施します。 ・最終退庁者が消灯確認を実施します。
空調の使用	・不要な場所の空調設備は電源を切ります。 ・クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ・冷暖房は望ましい範囲内において、適正な温度で管理します。（目安：冷房時 28 度、暖房時 20 度） ・ブラインドやカーテン等を活用して冷暖房の効果を高めます。
事務用機器の使用	・パソコンやプリンターなどの事務用機器では省エネモードを活用します。 ・退庁時は、支障のない範囲で事務用機器のコンセントを抜き、待機電力削減に努めます。 ・パソコンのディスプレイを適切な輝度に設定します。
その他設備の使用	・近階への移動は階段を利用し、エレベーターの使用を控えます。 ・電気ポットなどの電熱機器類は原則、使用禁止とします。

公用車による省資源・省エネルギー行動



項目	具体的な取り組み
公用車の使用	・業務での移動はできるだけ自転車や公共交通機関などを利用します。 ・出張等は、公用車の乗合や公共交通機関を利用します。 ・公用車の利用時はアイドリングストップやふんわりアクセルなどのエコドライブに努めます。 ・タイヤの空気圧チェックなど、こまめな車両点検に努めます。



項目	具体的な取り組み
用紙使用の削減	・両面コピー及び印刷を徹底します。 ・資料・事務手続きの簡素化を図り、用紙類の使用をできるだけ抑えます。 ・文書・資料の共有化を図り、無駄な紙の使用をなくします。 ・パソコンやタブレット等の活用により、会議用資料や事務手続きにおける紙の使用をできるだけ控えます。
裏紙等の活用	・片面プリント用紙が不要となった場合は、個人情報等の流出に留意しながら、メモ用紙など裏紙使用に努めます。 ・個人情報等の流出に留意しながら、封筒の再使用に努めます。

4-2 公共施設の整備

各部署は、庁舎など公共施設の設備更新、新設・改築に際し、省エネルギー型の施設計画に努めるほか、エネルギー消費の効率化に配慮した執務体制へと見直しを図ります。

庁舎等の省エネルギー化



庁舎等の公共施設の設備更新、新設・改築する際には、LED 照明や高効率空調などの省エネルギー型設備やBEMSなどのエネルギーマネジメントシステムを導入することで温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

また、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーについても積極的な導入を進めるとともに、併せて、蓄電池の導入についても検討を行うことで、効率的なエネルギーの使用と災害への対策を行っていきます。

公用車の省エネルギー化



公用車については利用状況に合わせて台数の見直しを行っていくとともに、更新の際には次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を進めていきます。

その他の環境配慮行動



その他の環境配慮行動としては、庁舎等の公共施設における電力の契約について、再生可能エネルギー由来の発電割合が高く、二酸化炭素排出係数の低い電力事業者の選択に努めていきます。

ごみの減量化に向けて、調理・栄養適正管理指導による生ごみの減量を図っていくとともに、施設利用時に発生したごみの持ち帰りを徹底します。また、施設の利用者へ温室効果ガスの削減取り組みへの理解と協力を呼びかけます。また、各施設に使用済みインクカートリッジ回収ボックスや乾電池回収ボックスの設置に努めるとともに、分別を行うことで、ごみの資源化及びリサイクルに取り組んでいきます。

4-3 グリーン購入の推進

物品を購入する際には、「三郷市グリーン購入ガイドライン」に基づき、環境への配慮した製品やサービスを選択することで、環境負荷の少ない製品開発等を促し、環境にやさしい経済活動・社会形成を後押ししていきます。

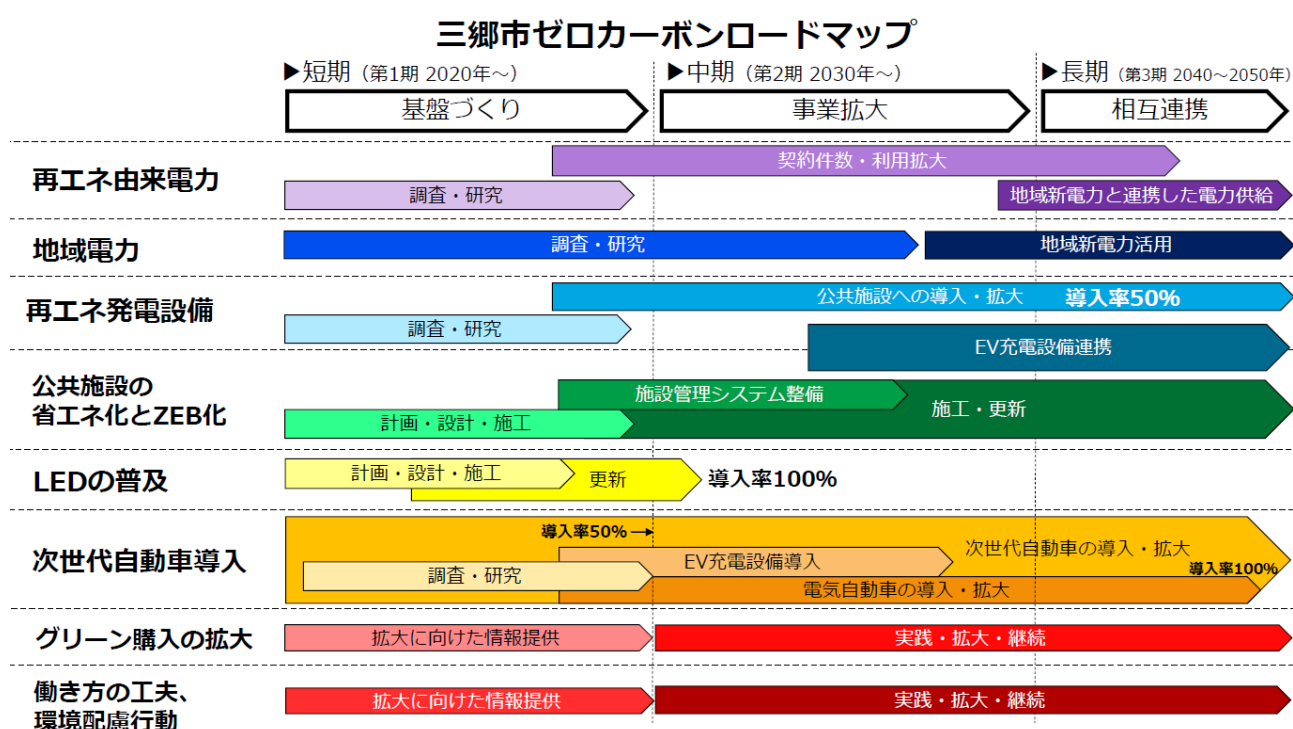
グリーン購入の推進



項目	具体的な取り組み
紙類	・古紙配合率の高く、白色度の低い非塗工紙を購入します。 ・再生紙が使用されている製品を購入します。 ・再生紙または再生できる用紙類を購入します。
OA 機器類	・トップランナー基準達成等の条件を満たしている製品を購入します。
文具、被服類、その他	・再利用やリサイクルが可能などの環境負荷の少ないものを購入します。 ・環境ラベル（エコマーク等）のついた製品を購入します。 ・使い捨て用品や過剰包装製品は極力購入しないようにします。

4-4 三郷市ゼロカーボンロードマップ

削減目標を達成するためのロードマップを以下に示します。ロードマップは取り組みの優先順位や設備導入・更新の見込み時期等を踏まえて、「基盤づくり」「事業拡大」「相互連携」の3つの期間により作成しました。短期的な取り組みとしては、各事業に関連する調査・研究・計画を実施します。中期的な取り組みとしては、事業を本格的に具体化していきます。長期的な取り組みとしては、各事業の連携を強化・拡大し、温室効果ガスの削減目標の達成及びゼロカーボンシティの実現を目指します。



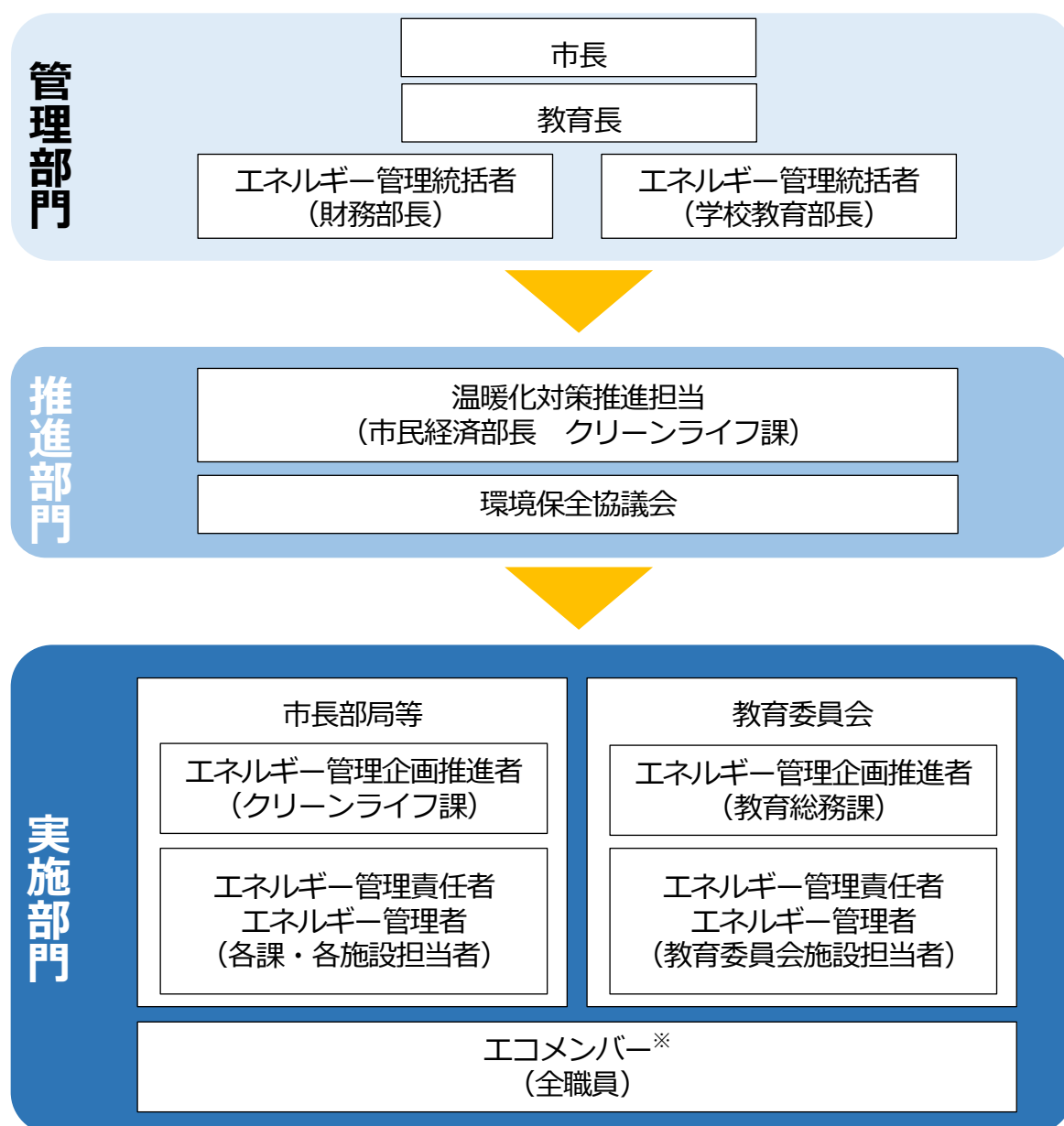
第5章 計画の推進体制

5-1 計画を推進するための組織と役割

本計画は、各施設及び各課における確実な実行を促進するための「エネルギー管理責任者・エネルギー管理者」を設置するとともに、それらを段階的に総括管理するための組織を以下のように位置付けすることとし、温室効果ガス排出量の確実な削減を目指します。

温室効果ガス排出量算定システムによるエネルギー管理体制

温室効果ガス排出量算定システムにより、複数拠点の省エネ関連データについて一元管理の上、集計・分析し、全庁のエネルギー使用状況の見える化を行います。同システムの管理体制は以下のとおりです。



※ 省エネ・省資源行動を行う職員のこと

■ 温暖化対策推進担当（クリーンライフ課）

全庁のエネルギー使用量を一元管理し、法定報告（省エネ法等）事務や、温室効果ガス排出量の削減目標の設定及び、環境保全協議会の事務局として、総括的に地球温暖化対策実行計画の進捗管理を行います。

■ 環境保全協議会

各施設や各課の取り組み状況をチェックするとともに、公共施設全体における温室効果ガスの削減方策や行動内容の改善策を検討・共通認識するための推進機関として「環境保全協議会」を位置付けます。

■ エネルギー管理責任者・エネルギー管理者

本計画は、職員一人ひとりの行動の積み重ねによって、目標が達成されることとなります。

そのため、全職員、各施設、各課単位での行動促進や意識の醸成、取り組みの実施状況や温室効果ガス排出量の状況管理・把握を行っていくことが必要となってきます。

各施設・各課単位で「エネルギー管理責任者（課長又は施設長）・エネルギー管理者（庶務担当者）」を設置し、各施設や各課の取り組みを促進していくものとします。

■ エコメンバー

省エネ行動を行い、計画の実行の主体となる全職員をエコメンバーとし、各取り組みを実践していきます。

5-2 職員の研修の考え方と方法

本計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが環境保全に対する意識を持つことが重要です。そのために、「環境保全協議会」の定期的な開催と、各部署・職員を対象に、研修会を開催し、職員の意識の醸成を図るものとします。

5-3 計画の進捗状況のチェック

本計画の推進にあたっては、温室効果ガス排出量算定システムを活用した一元的かつ年度ごとの状況把握・分析等を行い、PDCA サイクルに基づく着実な計画の進捗管理を図ります。

